

**公の施設等評価及びあり方方針  
策定について**



## 目次

1	策定の目的	1
2	策定の背景	
	(1) 広域合併に伴う現状	1
	(2) 耐震性の問題	1～2
	(3) 将来の更新費用の問題	3～4
3	策定の方法	5～6
4	評価結果と今後の取組	
	(1) 評価結果の偏在	7
	(2) 「E」評価施設の着眼点	7
	(3) 「E」評価施設の利活用	7

## 1 策定の目的

公の施設等評価及びあり方方針（以下「あり方方針」という）の策定にあたっては、中長期的かつ全市的な視点にたち、施設の集約化や複合化による総量削減を図ることに加え、それぞれの施設の役割や配置状況などの施設の必要性について、総合的に判断を行うなど、効率的な行政サービスへの改善を目的としています。

## 2 策定の背景

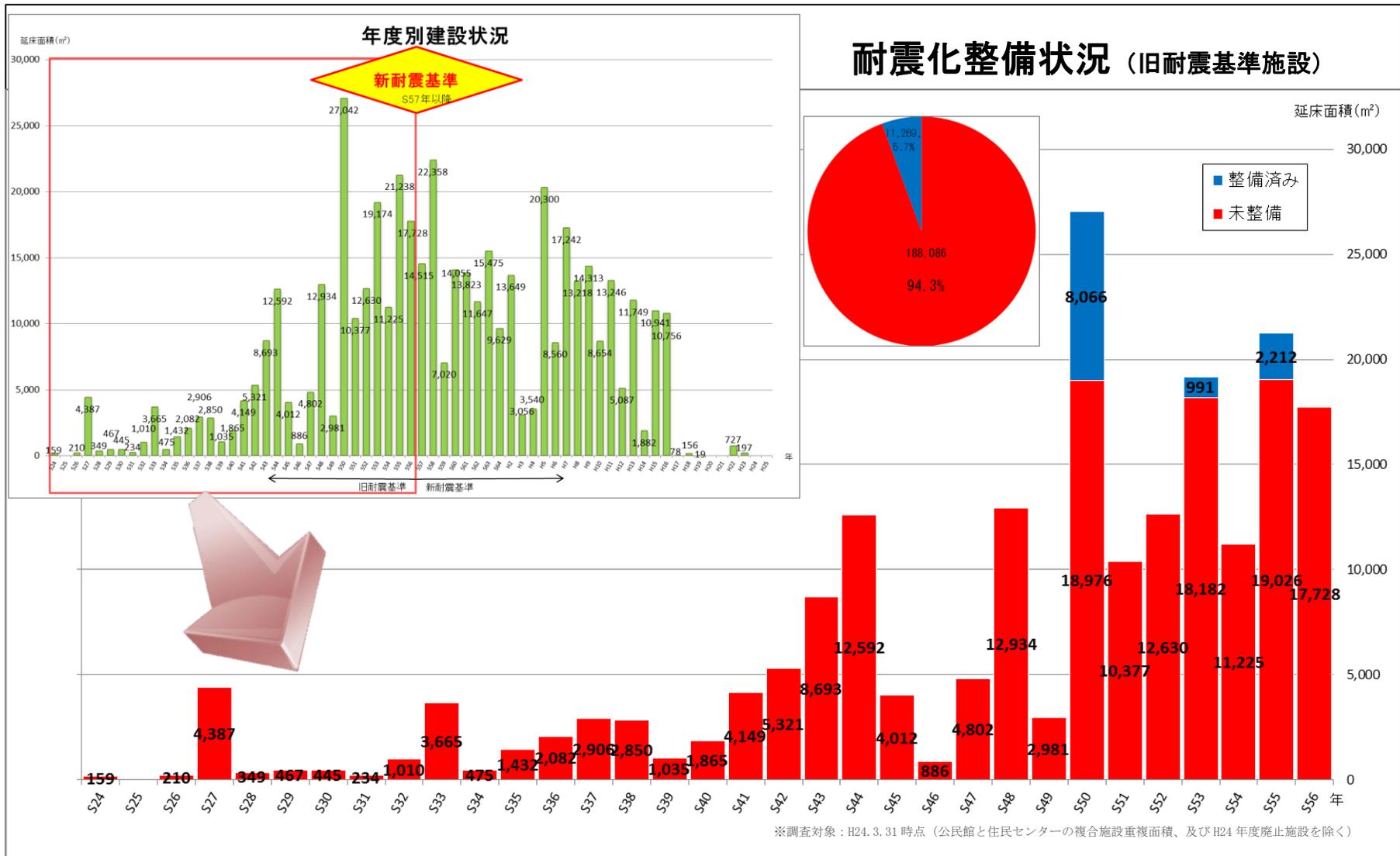
### （1） 広域合併に伴う現状

平成 17 年 1 月の広域合併に伴い、本市が保有する「公の施設」については、平成 24 年 3 月 31 日現在 810 施設となっています。

このことにより、類似機能を有していたり、住民ニーズの多様化により当初の設置目的等に基づいた利用がされていないなど、多くの課題を抱えています。

### （2） 耐震性の問題

建築基準法の耐震基準が昭和 56 年に改正されており、本市が有する公の施設等調査対象（706 施設）468,333 m<sup>2</sup>のうち、199,355 m<sup>2</sup>が旧耐震基準で設置された施設です。また、このうち 188,086 m<sup>2</sup>（94.3%）は、耐震化が未だに行われておらず、今後これらの施設の莫大な大規模改修費用及び更新費用が必要となります。

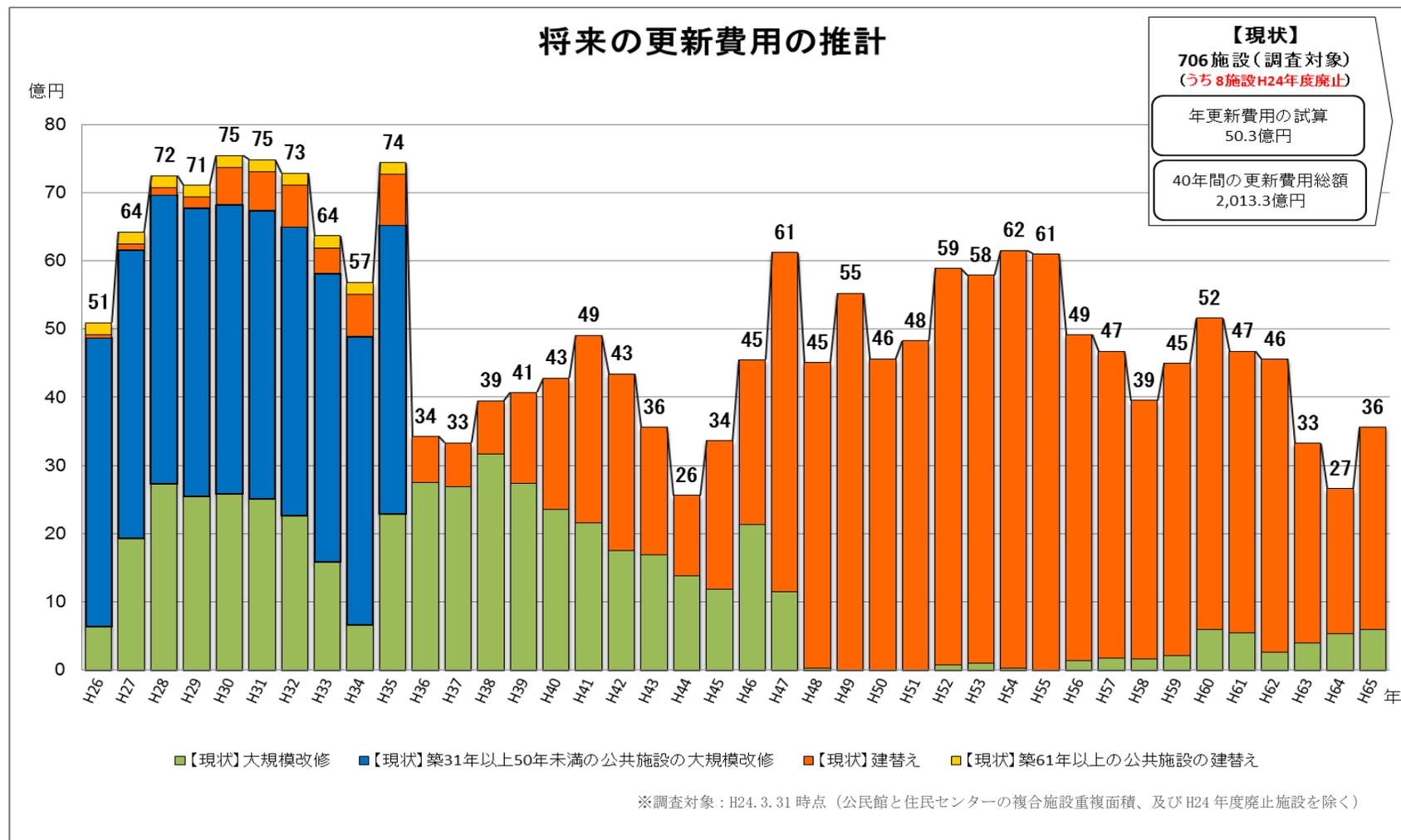


調査時点（H24.3.31）において、旧耐震基準施設のうち94.3%は耐震補強工事ができていない状況にあります。（小中学校除く）

主な施設としては、昭和40年に市民会館、昭和48年に公設地方卸売市場、昭和50年に公民館が集中して整備されており、今後の大規模改修及び更新費用の負担が大きな課題となっています。

### (3) 将来の更新費用の問題

今後、保有する建物の老朽化が進むことにより、現在の施設を維持するためには大規模改修や建て替えが必要となります。総務省が提供している更新費用試算ソフトを活用し、調査対象施設（706 施設）で 40 年間の平均として試算しても、年 50.3 億円の財政負担が必要となります。



調査対象施設における、今後 40 年間の将来的な修繕や建替え等に要する更新費用については、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用した試算値は、約 2013.3 億円（年平均 50.3 億円）となる見込みです。

旧耐震基準で設置された施設は、建築後 30 年以上経過しており、今後 10 年間は集中した大規模改修（年平均 67.6 億円）が想定されます。

《総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用し、現時点における本市の「将来の更新費用の推計」について試算したグラフ》

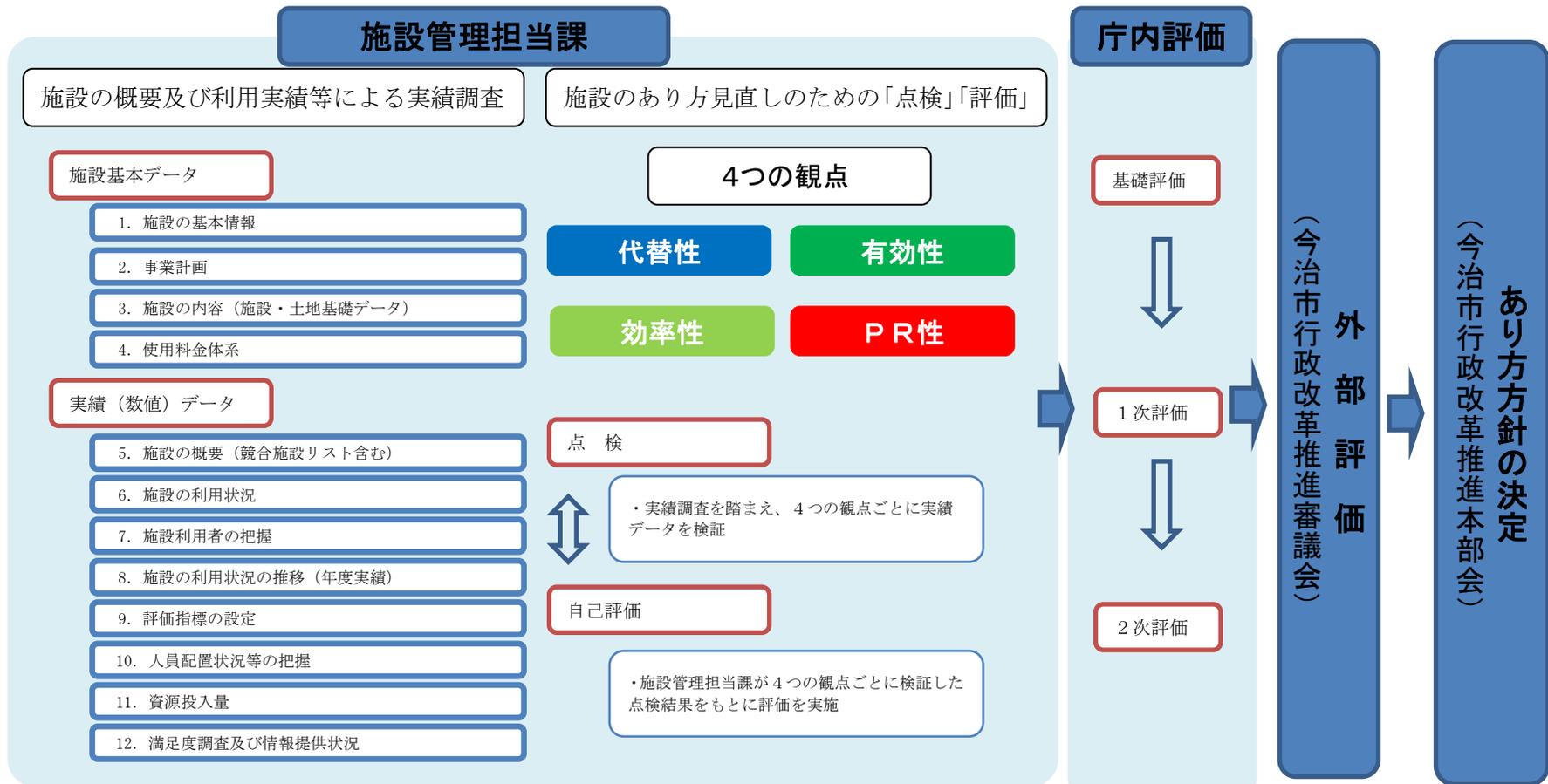
算出条件については、建築物の耐用年数を 60 年とし、建築後 30 年で大規模改修を行い、その後 30 年で建替えすると仮定しています。また、試算の時点で経過年数が 30 年を超え 50 年以下の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行い、経過年数 50 年を超えている建築物については、建替え時期が近いため大規模改修は行わず、61 年度に建替えるものとして設定されています。

※ 調査対象施設については、担当課において、将来に向けての運営方針を策定済（策定中）の施設グループである小中学校等、及び法令上の規制により今後の施設のあり方を議論することが適さない施設グループである自然公園等を除く 706 施設としています。

### 3 策定の方法

厳しい財政状況下において、市全体のバランスを重視し、今後の維持管理コストを負担してまで、施設を存続させる必要性が認められる施設かどうかを主眼におき、総合性や客観性、信頼性を確保する観点から、次の段階的な評価を実施し、最終的なあり方方針を策定しました。

(評価の基準となる利用状況等の施設の基礎データについては、H25.5.1HPへ公表済み)



## 4つの観点

### 代替性

… 法令上の定め、現在の利用状況や専門性、施設機能などが、他に代わるものがなく、市民生活において必要性があるかを判断する観点

### 有効性

… 設置目的に沿った利用がされているか、社会状況や利用者のニーズに沿った管理運営がされているかを施設データ等で検証し、施設の管理運営が利用目的に照らして、効率的かつ柔軟に行われているかを判断する観点

### 効率性

… 施設の管理運営について、目標を設定し、客観的なデータを把握した上で、ランニングコスト及び、市民の利便性等に配慮した改善を行い、かつ、中長期的な視野に立った施設管理運営ができているかを判断する観点

### PR性

… 今治市の情報発信に貢献できているか、又はイメージアップに貢献できているかどうかによって加点される観点

## 4 評価結果と今後の取組

### (1) 評価結果の偏在

今回の評価結果において、「A」「B」の評価施設がないことは、施設管理担当課において、施設の実績を十分に把握できていないという大きな課題が浮き彫りとなっており、「C」「D」「E」と評価結果が偏在しています。

今後の施設の方向性を議論するにあたっては重要な情報となりますので、利用実績等を分析できる実績データの収集が必須となります。

### (2) 「E」評価施設の着眼点

今回、「E」評価と判定された施設については、各施設の老朽度、利用状況及び行政コストに加え、以下の項目に該当するような施設を「E」評価としました。

- 社会経済情勢の変化により、当初の設置目的・意義が薄れた施設（役割を終えた施設）
- 利用状況が低く、今後も増加する見込みがない施設
- 民間主体によるサービス提供が可能、又は利用実態、運営状況等から民間主体による運営が効果的である施設
- 利用者が特定の地域、団体、住民に偏在するなど行政が実施主体でなくて良い施設
- 近隣にある設置目的や内容が類似した同種の施設等への集約（統合・複合・多機能化）ができる施設

### (3) 「E」評価施設の利活用

今回、廃止を検討すると判定された施設については、方針に基づいた取組を進めていきますが、施設によっては、利用者ニーズに応じて普通財産としての利活用策を検討していきます。

※普通財産の有効活用策（公設集会所等コミュニティ施設として利活用する場合のみ）

- ①平成 27 年度までに、条例を廃止し、普通財産に切り替え、当該施設利用の意思決定をする。
- ②遅くとも 5 年間の激変緩和期間を含む合併特例期間の終了する平成 31 年度までに、維持管理経費等の負担を含め、地元管理ができる体制づくりに取り組む。
- ③平成 32 年度以降は、地元が自主管理運営を行う。